

緊急事態宣言期間中の対応について

令和2年5月7日

当ウェブサイトをご覧のみなさま

令和2年4月7日付の緊急事態宣言が延長されたことに伴い、当事務所では、新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、引き続き、一部業務を除き、発令期間中の営業を停止させていただくことといたしました。なお、全業務の営業再開は6月1日頃を見込んでおり、再開に際しては、当ウェブサイトにてご案内いたします。

当事務所に御用の方は、以下をご参照のうえ、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。順次の対応となりますため、平常よりも対応にお時間を頂戴することがございます。予めご承知おきください。

●ご依頼者の皆さま

弊所担当者の電子メールアドレス宛にご連絡ください。

●その他の皆さま

お問い合わせフォームより、ご用件をご連絡ください。

皆様にはご不便とご迷惑をお掛け致しますが、何卒、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以 上

弁護士法人日本橋さくら法律事務所
代表社員 弁護士 上 野 晃